

人口問題に対する国民意識

—— 新中間層の優生結婚への関心を手掛かりに ——

中 倉 恵 加

はじめに

I. 民間団体による優生結婚に関する活動

1. 日本優生運動協会と優生結婚
2. 日本民族衛生学会による優生結婚相談所

II. 優生結婚の法制化をめぐる議論

1. 議会および民族衛生研究会における優生結婚法制化議論
2. 優生結婚の法制化を阻む血族結婚と家制度

III. 優生結婚と新中間層

1. 新中間層の形成とその性格
2. 新中間層と優生結婚・優生結婚相談所

おわりに

はじめに

本稿はこれまで、国家の視点から論じられることが一般的であった人口問題を国民側の視点から概観することを目的としている。人口問題が日本で本格的に議論されはじめたのは、シベリア出兵による米騒動が原因であったと言われている。食糧の供給可能量に対し、人口が過剰状態にあることが問題とされ、これを機に、1920年代には、産児制限論などに見られるような人口抑制論が支配的となり、人口問題における量的側面が論点としてクローズアップされていたとすることができるだろう。しかし、1930年代に入ると、海外の先行事例に倣い、日本においても優生政策実施の是非が知識人たちの間で主要なトピックの一つとなった。優生政策とは、人口政策の中でも特に人口の質的向上を目的として実施されるものである。つまり1930年代には人口問題における力点は人口の質に置かれたのである。実際に日本ではこの優生政策を代表する施策である断種と優生結婚の法制化の是非をめぐる議論が行われ、その成果として1940年には断種法としての国民優生法が制定された。

こうした1920年代から1940年頃までの時期には、先に述べたように、産児制限運動の流行や優生政策実施の是非に関する議論、また30年代後半からは戦争を背景とした人口増強政策な

ど、国家レベルでの人口問題については取り上げるべきトピックが豊富にある。そのため、上記のようなトピックを扱った先行研究はすでに多くの蓄積がある。それらの成果から読みとれることは、日本ではこの間に、国家レベルでの人口問題の主要な争点が量の問題から質の問題へと移行していったということであり、または量の問題に質の問題加えられていった経緯である。しかし、この期間の人口問題に対して一般の国民側がどのような意識を持っていたかという、当事者視線からの研究は管見の限りでは少なく、いまだ明らかにされていない部分が多く残されていると言える。そこで、本稿では、この間の国民側の人口問題に対する意識の一端を探るため、新中間層という人口集団に着目し彼らが当事者的な意識から、先天的な資質の優劣に価値を置く優生結婚に接近していった様子を追ってみようと思う。

I. 民間団体による優生結婚に関する活動

1. 日本優生運動協会と優生結婚

日本において優生政策に関する議論が一部の知識人たちの間だけでなく、議会、そして新聞や雑誌等のメディアにおいても、活発に行われるようになるのは1930年代に入ってからのことである。例えば1930年には、学術団体であり、のちに制定される国民優生法の成立にも大きな影響を与えた日本民族衛生学会が設立され、また、1934年には最初の断種法案が議会で提出された。1930年代の初めにこうした動きが出てきた背景には、1920年代に日本に優生学や優生運動を定着させる目的などで啓蒙的活動を行っていたいくつかの民間団体の活動が関係している。ここでは、本稿における焦点である優生結婚との関係から、2つの団体とその活動概要を示す。

1つ目は日本優生運動協会である。この団体は1926年に池田林儀によって設立された。同年には、機関紙『優生運動』が創刊された¹⁾。創刊号の冒頭には「われ等の念願」と題して、日本国および日本民族の目指すべき理想の姿が描かれており、そうした理想を現実のものとするために優生学や優生思想が不可欠であると述べられている。優生運動協会が行った活動の中で、注目すべきものとして優生結婚に関する活動があげられる。そもそも優生結婚とは、本人や祖先に遺伝的病や障害を持つものに対しては結婚を規制し、優秀な資質を持つものに対しては結婚を奨励する、というものである。池田は協会設立の翌年である27年に、優生結婚相談所を開設し、結婚身元調査・結婚健康相談を行う優生結婚の事業構想を発表している²⁾。さらに29年には国立の相談所設置構想について詳細を語っている。相談所は調査部・安信部・保健部・診療部の4部構成で、中でも調査部は優先的に設置されるべき部門とされた。ここでは、女子校・専門学校・大学等に在籍する学生についての、本人・両親・祖父母・兄弟姉妹・親戚の性癖・体格・病歴を記録した身元調査票の作成が行われる構想であった。調査対象が女子校・専門学校・大学に限定されたのは、民族優化を目指す際に、「中堅階層」が最も重要な役割を果たすと考えられていたためである。また、実際に相談を受け付けるのは安信部の業務とされた。

ここで注目したいのは池田が優生結婚に関する業務を国立の機関で行う構想をしていたことである。池田は優生結婚を個人単位でおこなったところで、その効果には限界があり全体とし

ての益にはつながらないと考えていた。また、池田は遺伝病や精神疾患等を患う者に結婚を禁止するだけでなく、極端な貧困状態にある者や定職に就かない者、さらには両親の職業が不定である、出身が不明、などといった社会的に劣等とされる者の結婚も禁止すべきであると考えており、その思想は『優生運動』に掲載された「優生日本 結婚してならぬ人々」³⁾「優生学的配偶者選択法」⁴⁾をはじめとした文章にも表れている。池田は遺伝的性質の優劣を重視する従来からの狭義の優生学に社会的要素、いわゆる後天的要素である環境も含めた広義の優生学を説いていたのである。彼は、精選された優秀な国民によって構成される国家を理想とし、それを実現するための手段として優生結婚を提唱した。この理想を実現するためには、まず、国民全体の個人情報収集・管理といった作業が必要となり、さらに優者（適者）の精選・劣者（不適者）の排除を徹底させるためには国家に裏づけされた権力によって強力に事業を推進していく必要があると考えた。そのため、彼の構想の中心には必然的に国家が位置し、国家による個人の管理がなされる必要があったのである。

しかし、池田のこうした構想は実現されることがないまま、日本優生運動協会は資金難を理由に1930年1月をもって活動を停止したのだが、彼が構想した優生結婚に関する事業は、その後、別の民間団体によって実現されることとなる。その団体が日本民族衛生学会⁵⁾である。

2. 日本民族衛生学会による優生結婚相談所

日本民族衛生学会は当時東京帝国大学で生理学教室教授を務めていた永井潜らが1930年設立した学術団体である。翌31年には機関紙『民族衛生』を創刊した。同学会の設立には先に紹介した日本優生運動協会の池田林儀も関わっている。また、のちに行われる断種議論の中心人物となった東京帝国大学医科大学精神病学教室教授・三宅紘一も理事として名を連ねている。同学会は医師をはじめ、学者、教育者、政治家、弁護士、といった多様な職業分野に属する人々によって支えられていた⁶⁾。この学会は立ち上げ当初から、当時の有識者たちからの関心が高かったようで、会員数は一回目の集計ですでに約400名⁷⁾、その後、大阪・広島・福岡などいくつかの大都市には地方支部を設立したり一部ではラジオ講座を放送したりするまでに活動範囲を拡大した。また、同学会は、設立当初から、断種法の制定に対して積極的であり、また、優生結婚に対しても婚姻の奨励および制限の制度化や相談所の設置といった措置を取るべきであるという見解を持っていた。そうした意識の表れとして、同学会は1933年に優生結婚相談所を設置している。以下では、その相談所の様子を学会誌の記事を参考に見てみよう。

日本民族衛生学会による優生結婚相談所は、1933年6月20日に東京日本橋の白木屋百貨店の一角、普段は医務室として利用されている場所に置かれた。その詳細が1933年発行の『民族衛生』第2巻6号に掲載されている。

結婚相談所開設

本学会付属事業の一つとして豫ねて準備中の「優生結婚相談所」は本号雑誌掲載の如く六月廿日より日本橋白木屋百貨店に於て診査事務を開始しましたから会員諸賢は率先して御

利用下され合理的結婚の気運を醸成し、民族素質改善の事業に御協力を願います。

本会付属優生結婚相談所開始⁸⁾

趣旨：自分は一代でも、子孫は末代です。結婚は人生の泉です。人間にとって結婚程大切なものはありません。自分達の幸不幸は勿論のこと、子孫の為めにも、一家一国の為めにも、結婚は最も慎重に取り扱はねばなりません。・・・何かう皆さん、お互いに人生の泉を清浄にしませう。安伸して朗かな気分で結婚生活に入りませう。そして幸福な家庭と優良な子孫とを造つて、国家の隆昌と、人生の向上とに十分の力を盡しませう。

結婚相談事項要目⁹⁾

1. 誰でも安心して朗かな気分で結婚生活に入りたいと願ふ場合
2. 良い子を有ちたいと願ふ場合
3. 結婚につき体力と健康の状態が十分なりや否やを知りたい場合
4. 結核性の病気の疑ある人の結婚せんとする場合
5. 性病にかかった人が結婚せんとする場合
6. 精神病の家系の人が結婚せんとする場合
7. 一般に遺伝病のある家系の人が結婚せんとする場合
8. 血族結婚の問題
9. 結婚に際して性の智識を得たい場合
10. 性器骨盤等が結婚に適しているか否かの問題
11. 医学的に避妊の必要ありや否やの問題

民族衛生学会が開設した優生結婚相談所は、優秀な遺伝子の保護・増加と劣弱遺伝子の撲滅、という純然たる優生思想を根拠にしたものであった。この相談所が開設後約2カ月を経過した段階での報告によれば、相談所の来訪者は「求婚当事者単独」である場合が多く、中には結婚の可否に関する判断書を求め、それを科学的根拠とし両親や仲介者による「因習的な配偶者選択」に対する説得材料にすると思われる者もあったという。相談所としては、このような事実は、中産階級の来訪者が多く、教育程度も中等学校以上の人たちが多数であるということに関連があると見ていて、と記している¹⁰⁾。この記事には、来訪者の多くが中産階級に属していることを根拠づけるような情報は記されていない。しかし、相談所の設置場所が百貨店の一角であったことや、「優生」の名を冠した相談所に自ら足を運び、相談料¹¹⁾を支払い全くの他人である相談員に結婚についての相談をしていたことなどを勘案すると、彼らは、地縁や血縁が有しない都市住民であると推測でき、さらに、労働者階級ではなく、以前、池田が着目していた「中堅階層」、または相談所がいう「中産階級」もしくはそれ以上の階層に属していたと推測することが可能だろう。

しかし、優生学に基づく優生結婚概念の普及やその実施を促すためには、池田が構想したよ

うに、やはり国家機関としてこれを設置し、最終的には優生結婚の法制化を行うことが必要であった。

日本優生運動協会が構想した優生結婚相談所の開設を日本民族衛生学会が実現した翌年である34年には、国会に初めて断種法案が提出された。これを機に、いよいよ国家レベルで断種法制定に向けた議論が開始されたが、それと同時に優生結婚の法制化にも注目が集まり始めた¹²⁾。実際に議論が活発になるのは、断種法としてのちに成立する国民優生法の議会通過がほぼ確実となった1938年に入ってからのものであるので、以下では、1938年からの優生結婚とその法制化をめぐる国家レベルでの議論を追っていく。

Ⅱ. 優生結婚の法制化をめぐる議論

1. 議会および民族衛生研究会における優生結婚法制化議論

第73回帝国議会の会期中である1938年に国民体力の向上を目的として厚生省が設置された。厚生省には、優生学に関する諸問題を所管するため、予防局内に優生課が設けられた。また、1934年から断種法案が繰り返し議会に提出されていたことを受け、厚生省予防局では、特に精神病患者の増加防止を目指すという趣旨に基づき、民族優生協議会を設置した。1938年4月22日に開催された第一回協議会では、「断種法実施の可否」と「実施する方法如何」の2点に関して議論が行われた。第2回目は約2ヵ月後の6月18日に開催された¹³⁾。会の冒頭で断種法の制定が可決されたため、法律制定に向けて、形式、目的、対象の種類、対象の範囲、法の名称などの具体的な内容が議論された。さらに東京帝国大学教授三宅鉦一の提唱により、協議会として優生結婚相談所開設、断種法制定、優生思想普及、優生問題研究機関設置の4項目を政府に要望することとした¹⁴⁾。これ以後、厚生省は優生結婚法制定に関しても研究を進めることとなった¹⁵⁾。

民族衛生協議会を開く中から厚生省予防局優生課は「民族衛生ノ調査研究及優生思想の普及」を目的として1938年11月16日、民族衛生研究会を設立した¹⁶⁾。発会式で公衆衛生院長林春雄は「出生率を上げ、生存率高め、若い男女の数をさらに増やし、日本民族の優秀性を保ちたい」と積極的優生政策の必要性を訴えた¹⁷⁾。民族衛生研究会は事務所を厚生省予防局優生課に置き、幹事には予防局長と優生課長が就くこととなった。研究会の経費には三井報恩会からの寄付金が充てられた¹⁸⁾。

上記の様子から、政府は断種法制定にむけて本格的に動き出すと同時に、それと表裏の関係にあった「結婚」に対する優生学的規制も行う必要があるという認識も持っていたことがわかる。では次に、民族衛生協議会から派生して設立された民族衛生研究会での優生結婚に関する議論の様子と厚生省の動きについて追ってみよう。

1938年に発足した民族衛生研究会は、翌39年9月30日に厚生省で優生結婚座談会なるものを主催し、結婚前に健康診断書を交換すること、近親結婚を避けること、公設の結婚相談所を多数設立すること、晩婚を奨励することなどの結論が出されたが、議題に含まれていた「優生

結婚法制定の有無」についての結論はでなかったようである¹⁹⁾。また、第75回帝国議会衆議院の委員会審議においても、優生政策の一環として結婚も国家が管理するべきではないのか、という意見がだされた。これに対し厚生省予防局長高野は具体的な答弁を行わなかったが、翌日の委員会において、結婚相談所の設置には意欲的な姿勢を見せ、都合ができれば、準備を進めたいと考えていることを明らかにした²⁰⁾。当時の厚生大臣吉田茂も優生結婚の法制化には消極的であったが、相談所の設置については「今後すぐに実行しうる」²¹⁾として賛意を示した。

これを受けて、厚生省は優生結婚相談所の設置に動いた。そして断種法である国民優生法が公布された40年5月1日、東京三越に優生結婚相談所が設置された。記録によればこの相談所は好評を博し²²⁾、この事態を受けて民族衛生研究会は、40年8月12日に討議を行い、各地に優生結婚相談所を設け、事業発展を図ることや、優生結婚の徹底をはかるため、優生結婚に関する知識の普及徹底につとめること、速やかに優生結婚に関する法規を制定することなどを関係省に建議することとした²³⁾。こうした動きを受けて、41年には厚生省からの通牒を受けて大阪府においても衛生課によって「大阪優生結婚相談所」が心齋橋大丸百貨店3階に設置されることとなった。

しかし、こうした相談所の好評をうけてもなお、厚生省は優生結婚の法制化には消極的であった。先に示した吉田の立場は、特定の人口集団に対し、法律をもって結婚規制することには反対であるというものだった。さらに、予防局長の高野も法制化には消極姿勢であった。吉田も高野も優生学的見地から結婚規制を実施することの意義は認めていたが、それを法律によって強制的に行うことに対して抵抗があったのである。こうした法制化消極説ともいえる立場がある一方で、予防局優生課では「優生結婚法」の法案作成が一部で進められていたという事実もあり、このことは1940年5月13日の東京朝日新聞で報じられている。記事によれば、厚生省予防局優生課では「優生結婚法」の制定が計画されており、今後結婚届には医師による健康証明書を添付しなければならず、遺伝性精神病などの疾患がある場合は優生手術を受けてからでなければ結婚できない、というもので、アルコール中毒など、他の悪性中毒者も結婚には医師からの許可が必要であるという内容だと伝えられている。翌41年1月に第二次近衛内閣が「人口政策確立要綱」²⁴⁾を閣議決定したのち、実際に、予防局優生課では要綱に定めるため、「画期的な“国民優生結婚法”を制定すべく」準備を進めていると報告している²⁵⁾。その内容は、先に示した東京朝日新聞に掲載されていた記事とほぼ一致している。このことから、予防局内で優生結婚法の立法準備が進められていたというのは事実であったと判断できる。しかし、吉田や高野をはじめとする根強い慎重論もあり、結局、優生結婚法が立案されることはなかった。このことは、優生政策の所管官庁であった厚生省内部においても優生結婚の法制化については、意見が一方に集約されていたわけではないことを示していると言える。

では、優生結婚法の制定準備を進める人々が存在する一方で、優生結婚そのものの意義や必要性を認めながらも、法制化に対して否定的だった吉田をはじめとした人々は何を理由にそうした態度を取ったのか。彼らが、国家による結婚管理を問題視していたことはすでに述べたとおりであるが、そこにはさらに別の問題があった。それが血族結婚および家制度の問題である。

この2つの問題は断種の法制化をめぐる議論においても常に争点となっていたものであるが、ここでは優生結婚の法制化議論において、これらの問題がどう取り上げられていたのかに着目する。

2. 優生結婚の法制化を阻む血族結婚と家制度

国民優生法案が提出された1940年3月8日の第75回帝国議会衆議院本会議において、吉田は国民優生法の内容説明を行い、国民優生法には悪質遺伝の防止と同時に、健全な素質を有する国民の増加も目的に含まれていることを述べた。これに対して村松久義議員は近年、増加傾向にある精神病者の問題をあげ、日本国民の民族的素質の低下要因を彼らの増加に求めた。村松は、現行民法による結婚規制だけでは不十分であることを指摘し、国民優生法においては、強度の精神病や遺伝病などの患者に対して結婚の禁止を行うことを提案し、これと同時に優良な家系に対する結婚奨励制度が必要であるとの主張も行った。村松は自身の案を「結婚管理法」「優生結婚法」「結婚健康法」などといった名称で法制化すべきであるとした。

しかし、吉田は、法をもって一部の国民に対し、結婚を禁止または規制することには問題が多いという理由から慎重な考えを示した。さらに3月14日の衆議院委員会では、前回の新結婚制度に関する議論を受け、そのような制度を将来的に日本で実施するつもりがあるか、という質問が出された。これに対し、予防局長の高野は、実現に向けた準備はしていないという現状説明をするにとどまり、今後の展望については触れなかった。このように、少なくとも吉田と高野は、恋愛や結婚の国家管理について積極的とは言い難い態度を取っていたことがわかったが、彼らに代表されるような、優生結婚法制定に対する否定的ともいえるような態度には、血族結婚の問題が関係していた。

この問題は、優生結婚制度化議論の中でたびたび取り上げられていた主要なトピックであった。日本は伝統的に血族結婚に寛容な社会であり、血縁内で婚姻関係を結ぶことに対する忌避はなく、このことは当時の国際比較によっても明らかである²⁶⁾。しかし、優生学的見地によれば、血族結婚は遺伝性疾患の発現率を高める危険な行為であり、これは国民素質の向上を目的として行われる優生政策にも優生結婚の概念とも対立するものであった。そのため、優生政策実施の必要性を主張する者たちは、優生学や遺伝学を「科学的根拠」として持ち出し、社会に対して血族結婚の危険性を訴えたのである。

40年頃のこうした血族結婚に対する彼らの危機感を示すものとして39年11月3日から一か月間にわたって赤十字博物館で開催された日本民族優生展という展覧会があげられる。この展覧会は、優生思想の啓発によって国家発展に寄与するという趣旨のもとで開催されたもので、日本赤十字社・日本学術振興会・日本民族衛生協会・日本精神衛生協会の共催、厚生省・東京府・東京市が後援を行っていた。展覧会では、表やグラフ、写真などの視覚的効果を用いて、遺伝の仕組みとともに優生結婚の重要性、そして血族結婚の危険性を巧みに訴えた。血族結婚の場合は、本人が健康であっても家系のどこかに欠陥があれば、同じ種類の欠陥を重複することになり、子孫の代で遺伝的欠陥があらわれる可能性が高まるとした。特に劣性遺伝するとされた

精神薄弱や精神分裂病などの病気では本人同士が健康である場合にも注意が必要だと警告している。また、通常ではめったに表れない疾患が血族結婚を行うことによって発現した例の紹介や、「先天性聾啞児は血族結婚に多い」というタイトルの資料では、血族結婚とそうではない結婚の場合では7対1の割合で血族結婚の場合に多くの聾啞の子供が生まれるという統計結果を示した²⁷⁾。

このような展覧会というイベントによって、優生思想、優生結婚概念の普及と同時に血族結婚に対する警告が行われていたのであるが、血族結婚に寛容な文化の根底には、さらに別の制度的要因をみることができる。それが家制度である。家制度は日本社会の基盤ともいえるもので、家という共同体や血縁・血族、それらを存続させることに最大の価値を置く。そのため、家制度のものでは、結婚は個人の問題である前に家の問題であり、それはまた家を存続させるための手段であった。特に相続すべき家産を有する富裕層にとって、家の存続・家督の相続はより重要な問題であり、散財防止のための有効な手段の一つとして血族結婚が用いられたのはこのためである。先の述べたとおり、優生学の立場では、こうした慣習は危険なものであり、血族結婚は禁止すべきものであったが、これを法律によって禁止することは、国家による結婚の管理にあたる。さらに、このことは、それまで、ある意味では絶対領域であった家に国家権力が介入することにもなるのである。

断種法によって、種の保存や家の継承に一定の規制をかけたうえに血族結婚を禁止することは、家の継承に対し「断種」・「血族結婚の禁止」と二重に制限を設けることになる。このことに対して、社会からの強い抵抗を受けるであろうことを、政策実施者たちは予想していたし、彼らは、そうした内容を含む法を制定することは実際には困難であるということを確認していた。優生結婚の法制化の是非が議論された衆議院委員会の中で、曾和義弑議員は、優生結婚の問題を断種とも関連させて、日本国民にとって最も不幸なことは血統が絶えることであり、殊に日本においては家系を尊び家門を重んじる傾向が強いことから、何としてでも家を存続させなければいけないと考えていると述べた上で、法律によって断種を規定したり、結婚の可否を決めたりすることに強い抵抗を示した。しかし、ここで問題にされているのも、ある種の結婚に対する規制や禁止を法制化することについてであり、血族結婚そのものの安全性を訴えているわけではない。つまり、彼らは血族結婚が優生学的見地から危険であることを認識していたと同時に、一方では家の存在が非常に重要であり、危険とされる血族結婚がそれを支える有効な手段であることも十分に知っていた。それゆえ、彼らは危険であることを認識しながらも法によって血族結婚を完全に禁止するという家に対する国家権力の介入に困難を感じ躊躇したのである。

そう考えると、優生結婚の法制化に対して消極的であったにもかかわらず、優生結婚相談所の設置には意欲的であった厚生省の態度を理解することができる。優生結婚相談所は、国が実施しようとする優生政策の具体的な実施窓口として、国民啓蒙を行うための機関であった。その業務は一般の人々に、優生思想に基づいた結婚指導を行うことである。その中には、もちろん血族結婚に対する警告を行うことも含まれていた。しかし、相談所が行うのはあくまで警告である。その警告を受けて血族結婚を思いとどまるかどうかは、各家の判断、または相談者な

どの個人の判断に任される。相談所の下す判断には当然法的拘束力はない。しかし、この拘束力のなさが、厚生省にとっては都合がよかったとも考えられる。相談所は相談者やその家族などに対し、警告を発することによって、望ましくない結婚を抑止することができる場合がある。しかし最終決定権は相談者側にあるため、家の自律が保たれるのである。このように、血族結婚の危険性について警告をし、知識を普及しつつも、強制力を欠いた相談所というあいまいな形態が、社会的抵抗を受けずに優生結婚を広めるための最も都合のよい手段であったと見ることができる。

こうして、国家政策が血族結婚と家制度の問題に阻まれ挫折する中で、半ばその妥協策として設置された厚生省優生結婚相談所であるが、すでに述べたとおり、この相談所は一定の関心を集めたと言われている。相談所が開設された1940年には、すでに国民優生法の制定議論に関連して優生結婚に関する議論も盛んになっていたため、遺伝病の問題や血族結婚の問題は先に示した展覧会だけでなく、新聞などのメディアでも取り上げられていた。その過程で、優生学の立場においては血族結婚を危険視する、という事実はある程度、一般の国民にも周知されていたと考えられる。では、ある部分では血族結婚の慣習や家制度の概念と対立するような内容の助言や警告が行われることが容易に予想された相談所に対して関心を示し、自ら足を運んだのは一体どのような人々であったのか。1933年に日本民族衛生学会が白木屋内に開設した相談所の主要な利用者は「中産階級」であったと報告されているが、1940年に開設された厚生省優生結婚相談所の利用者も中産階級に属する人々であったのか。またそうだとすれば、彼らは伝統的な慣習や社会システムと対立する優生学や優生結婚概念になぜ自ら接近していったのだろうか。以下では、1940年に開設された相談所も、主要な利用者は中産階級であったことを明らかにし、彼らの階層としての特徴的性格に着目し、そこから彼らが優生結婚相談所の利用者となり得たか否かについて検討してみようと思う。

Ⅲ. 優生結婚と新中間層

1. 新中間層の形成とその性格

日本民族衛生学会が開設した優生結婚相談所に関する報告の中で「中産階級」と表現されていた人口集団であるが、これは、日露戦争から第一次大戦へかけての時期に登場し、大正中期以降、本格的に階層形成をはじめた「新中間層」と呼ばれる社会階層を指していると思われる。報告書の「教育程度も中等学校以上」という記述に示されているように、彼らは「経営層と労働者の間に位し、または政治機構における支配者と被支配者の中間に位する」²⁸⁾ものであり、従事する労働は、労働そのものが直接に価値を生み出すような「生産労働ではなくして、分配あるいは管理労働」²⁹⁾ さらに、彼らが就く職業、または行う労働には、中等教育以上の学歴と知識が必要とされた。新中間層という呼称は、現在社会科学分野の研究で一般に用いられているものであるが、当時用いられてものには、報告書で用いられていた「中間階級」のほかに、俸給生活者、月給取り³⁰⁾、知識階級、小ブルジョワなどがある。本稿では以下、当時の表現で「中

産階級」と呼ばれていた階層を「新中間層」と表現する。

新中間層の階層形成が行われたといわれる 1910 年代後半から 20 年代の時期は日本の産業構造の大転換期にあたり、1920 年代の戦間期を中心とした時期には大企業の主導により国内向けの生産が活発化するとともに電力の普及による機械化が進み、行政機構においてはより一層の専門分化が進んだ。また、労働者の構成にも変化が生じ、鉱山・繊維・造船などの分野では、直接生産過程に関わる技術を持つ労働者とともに、彼らを管理する「中間管理職を大量に必要としていた」³¹⁾のであった。被雇用者でありながら、一方では肉体労働者を管理する立場である新中間層は「明治末年から増大し続け、大正 9 年前後に全国民の七～八％に達したであろう」³²⁾と推測されている。

こうした産業構造の転換と連動して、旧来からの地縁や血縁による伝統的共同体の解体が起こり、雇用をもとめて大企業や官公庁が集中する都市に人口が移動するようになった。また、この頃から労働者の賃金体系にも変化が生じ、就職や求職の際に学歴が基準とされるようになった。つまり、高い学歴は社会的地位の上昇に直結するということが目に見えて認識されるようになったのである³³⁾。こうした社会の転換期において、中等以上の学歴を得たのちに、企業のサラリーマンや役人などの職に就いた人々が新中間層という新たな社会階層を形成していったのである。彼らは生産手段を私有しない雇用者であり、その多くは進学や就職のために地方から都市へ移り住んだため、農村などの共同体に見られた地縁・血縁関係も持たなかった。そのため、彼らが立身出世をとげるためには、個人の努力、技能・知識の習得や向上が必要不可欠であり、高い学歴を得ることがよりよい生活を保障する唯一の手段と捉えられていたとすることができるだろう。こうした出自から、新中間層の特徴的性格である学歴主義への傾倒が生まれ、この性格は育児にも反映された。頭脳労働を行う彼らは、社会階層上、肉体労働者より上位にあったが、生活水準はそれほど高いものではなく、多くの家庭は労働者層とほぼ同水準にあったと見られている³⁴⁾。それでもなお、彼らはこの階層の特徴である「教育家族」としての性格から、学校教育に強い関心を寄せ、子供を人並み以上に育てることに最大の価値を置いたのである³⁵⁾。子供に対する教育意識の高さは、育児の前段階である、彼らの結婚に対する意識や生まれてくる子供の資質そのものに対する関心にも表れていた。次項では、こうした新中間層の結婚や産育観と、遺伝による先天的資質の優劣を基準に結婚の是非を判断する優生結婚概念がどのように結び付いていったのかを考察し、1930 年代から 40 年代に設置された優生結婚相談所がある程度の関心を集めたこととの関連付けを行いたい。

2. 新中間層と優生結婚・優生結婚相談所

新中間層が階層形成を始めた 1910 年代後半の時期は、日本が従来の多産多死型から少産少死型社会へと移行を始めた時期とも重なる。こうした近代型の人口構造を他の階層に先駆けて成立させたのが新中間層であった³⁶⁾。明治以来、人口は国力そのものとされ、増加の一途をたどってきたが、1910 年代末以降、人口過剰説が支配的となり、1920 年代になると産児制限論とそれに関わる一連の社会運動が流行した。

こうした動きに反応したのが新中間層であった。彼らの動向は、世論と無関係だったとは言えないが、むしろ自主的なものであった可能性が高い。なぜなら、各種統計資料やこの当時の新中間層の家計に関する先行研究によれば、よほど高給取りの家庭でない限り、夫の収入のみで子供の教育費も含め、一家が生活していくことは困難であったと考えられるからである。そのため、彼らは産む子供の数を自主的に制限し、一人ひとりの子供に時間と手間をかけて育てることを選択したのである。この頃を境に子供は「授かりもの」から「造るもの」になった。新中間層は少数の子供を、よりよく造り、高等な教育を受けさせることで社会的地位の上昇へ期待を持つ「教育的マルサス主義をその生活哲学とする人々でもあった。」³⁷⁾とされている。

産児制限論が流行する中、1920年代半ばになると、すでに述べたように日本優生運動協会のような団体が優生学的知識の普及を目的とした活動を開始する。彼らが、優生学にもとづいた人口政策（優生政策）の必要性を説く中で、新中間層は、国家発展の中核になう層として、大変重要な位置を占めると考えられていたことは、先に記したとおりである。

時間は前後するが、こうした1920年代の人口問題に関する一連の社会的動きに先立ち、1910年代には治安の悪化や精神病患者の増加が社会問題として取り上げられるようになっていた。問題を生み出しているのは、都市の下層に位置する、日雇いの肉体労働者をはじめとする貧民層であるとされた。彼らのような人口層が無尽蔵に増加し、そのことが状態をさらに悪化させていることが指摘されていた。つまり、人口過剰論や産児制限論が支配的な世論となる以前に、都市の下層民の増加が人口問題の一つの論点とされていたのである。そして、この頃には「悪い遺伝子を持つ相手との結婚を避けて遺伝的に問題のない相手あるいはよい遺伝子を持つ相手と結婚すること、すなわち《優生結婚》をすることの必要性を主張する声が民間から、しかも産育の主体である女性からもあがっていた」³⁸⁾と見られている。遺伝的素質の良し悪しを価値判断の基準とする優生思想、それに基づく人口政策の必要性が議会において議論されるようになるのは1930年代に入ってからのものであるが、1910年代当時から、すでに民間レベルからこうした声が上がっていたのである。

そうした背景を踏まえると、米騒動から断種法制定に至る一連の流れには、人口問題の焦点の移行、つまり量から質へのシフトがあったように見えるが、実際には、すでに1910年代から産育の主体である女性の側が遺伝的に優良な相手と結婚することが重要であるという考えを持っていたことや、1920年代には子供が「授かりもの」からよりよく「造るもの」へと変化した。これらの事実を考慮すると、問題の焦点が変化したように見えるのは国家政策のレベルで人口問題を見た場合に限られるのではないだろうか。たしかに国家レベルでは、明治以降の人口増強を是とする方針から1940年の断種法制定によりこれまでの無尽蔵な増加に一定の規制がかけられたと見ることができるだろう。国家レベルで増加にふさわしいか否かの価値基準が設けられたということもできるかもしれない。しかし、そうした国家レベルでの議論とは別次元で、産児制限論が流行し始めた1920年代にはすでに、当事者である新中間層の問題意識は「質」という点に絞られていたのである。

とくに、子供に対して知識や技能あるいはそれにとりまなう社会的地位といった無形物、つま

り財産的な裏づけを持たないものしか継承させることができない新中間層において、子供の質は非常に重要であった。彼らの階層においては子供の資質の優劣が子供本人の人生を左右するだけでなく、家の継承の可否にも直結したからである。この階層においては、伝統的富裕層にみられるような家督や家産の相続による家の継承が行われないため、家を存続させることに対する価値観は伝統的富裕層のそれとは幾分異なったものであった可能性が高いが、新興階層である彼らも家制度を基盤とする伝統的な社会システムの中で育った人々であったから、家の存続に関して全く無関心ではなかっただろう。そのため、新中間層の親は子供の教育に熱心になるのはもちろん、身体の健康、知的能力などの資質にも敏感になった。資質の問題は、後天的な環境によって左右される場合と先天的な遺伝に問題がある場合の二つが考えられるが、問題とされたのは後者の場合である。こうした遺伝的問題が起こることを恐れ、また防ぐために、新中間層の人々は結婚に際して、相手側と自分側の家系双方の資質に対して可能な限り気を配ったのである。このことは、厚生省が設置した優生結婚相談所に寄せられた相談内容とその件数からも明らかである。

厚生省が1940年5月に東京三越デパート内に開設した優生結婚相談所は、週に3回、相談を受け付けたが、開設後の3ヶ月間に350件の相談があった³⁹⁾。相談内容の内訳は、「血族結婚の可否」が85件、次いで「精神神経病の遺伝」が60件、白内障・色盲などの「眼病の遺伝」に関するものが29件、「奇形の遺伝」が21件、「聾啞の遺伝」と「身体疾病の遺伝」がそれぞれ9件、「体格・身長・寿命等の遺伝」が6件、癌・癩・結核・性病などの各種疾病や結婚に関する諸注意などが合計で131件となっている。単独では血族結婚に関するものが最も多くなっているが、「遺伝」に関するものを合計すると134件あり、血族結婚に関するものよりも多いことが分かる。この結果からも、彼らが「遺伝」というものにどれほど敏感に反応していたかを窺い知ることができる。

また、実際の相談内容がいくつか掲載されたものを見ると、本人同士は健康であるが、親・兄弟・親戚の中に精神疾患やその他疾患を持つ者がある場合に子孫に影響がでないか、など、やはり子孫に対する遺伝的な影響に対して関心が高いことが分かる。遺伝への関心が強く表れている特徴的な相談内容としては、「相手の家柄が非常によく、親も含めて社会的地位が高い人が多く、性格的にも相性もいいが、相手の親戚の中に精神疾患者がいることから、結婚した場合、子孫に悪影響が出るのではないかと不安に思っている」というものがある。相談所としては、「その結婚が近親結婚ではなく、また相談者の家系に同じ疾患者がいなければ問題はない」と答えているが、この相談は家柄や社会的地位にもましてその根底にある先天的な遺伝的素質とそれが子孫に与える影響についての関心が強いことをよくあらわしている例である。

このように、遺伝の問題は、個人の資質が子供の将来、さらに言えば家の存亡に直結するこの階層においては何にもまして重要な問題であった。ことから、新中間層は特に遺伝や資質に関する問題を当事者的な意識でとらえており、彼らがもともと持っていたこうした意識に優生結婚の概念や相談所が提供するサービスはうまく合致したと言える。新中間層という一部の人口集団からの関心を獲得したことが、彼らを相談所の主要な利用者とし、このことが結果的に

優生結婚相談所の好評につながったと見ることができる。

こうした新中間層の優生結婚概念への能動的な接近は、国家レベルの危機感とは全く別次元の動きであった。政策担当者たちは、血族結婚の禁止は家制度の弱体化や崩壊を招く恐れがあり、また、これを禁止することは社会的抵抗が起ると予想されると判断し、制度化は挫折に終わったが、こうした国家レベルでの議論とは無関係に、新中間層の人々は、その安定的とは言えない社会階層上の性格から、自ら危機感を持って、血族結婚を避け、別の方法によって家を存続させる道を模索していた。伝統的富裕層のように、継承すべき家産や家督を有し、それらを守り、継承するために血族結婚を有効な手段として用いる人々が存在する一方で、新中間層は継承させるべき財産も家柄も持たなかった。彼らにとって家を存続させる唯一の手段は優れた資質を持つ相手との間によい資質を持つ子供を設けることであった。こうした新中間層の家の存続に対する意識とその手法は、これまで家の概念を支えてきたいわゆる伝統的富裕層が持っている意識や手法とは全く違ったものであると言える。つまりここに家という概念をめぐる、伝統的富裕層の家督相続重視型と新中間層における個人資質重視型ともいえる二重化構造が確認できるのである。これまで家を支えてきた血族結婚が優生学的見地から危険視されるようになり、政府から国民に対して警告がなされたが、その警告は、新中間層がもともと抱いていた関心または遺伝病に対する危機意識に科学的根拠を与えることになった。そして、こうした科学的根拠を得たことにより、新中間層の個人資質重視型ともいえる家の継承スタイルはさらに強化されていったと考えることができるだろう。

おわりに

本稿はこれまで、国家の視点から論じられることが一般的であった人口問題を国民側の視点から概観することを目的とした。人口問題に対する国民意識の一端を探るため、本稿では新中間層という人口集団と優生結婚という概念、そして優生結婚相談所という機関に着目した。その結果、国家政策レベルでは、日本社会の基盤をなす家制度の崩壊を招くという理由から血族結婚の禁止には踏み切ることができなかったが、一方で、新中間層という一部の人口集団が、自ら血族結婚の禁止を含む優生結婚の概念に接近していった過程を明らかにすることができた。新中間層はその出自に関わる性格から、伝統的富裕層のように家柄や家産の継承に頼ることなく、個人の資質と努力によって学歴を得、社会的地位を確立していかなければならない存在であった。そのことから、親は子供に対して、また子供は自分の結婚相手などに対して、優良な資質を求めると同時に悪質な遺伝子を持つ可能性に対して敏感に反応した。このような、新中間層がもともと有していた個人の遺伝子レベルの資質に対する強いこだわりと、相談所が提示した優生結婚というアイデアがうまく合致した結果が優生結婚相談所の好評へと繋がったのである。国家レベルでは、日本の社会システムとなじまないと判断され、法制化されることがなかった血族結婚禁止を含む優生結婚が、国民側からは一部の人口集団からの支持であったとはいえ、ある程度積極的に受け入れられた事実を確認することができたのは、本稿によって得ら

れた成果であるとする。しかし、人口を問題とする際に重要な単位であると考えられる、家族や家の概念に関わる部分に関してはいまだ明らかにできていないポイントが多い。たとえば、現時点では、新中間層の家概念や、彼らが家の存続についてどのような価値観を持っていたのか、という点について、伝統的富裕層のそれとは異なったものであったらどうかの推測の域をでない。しかし、この点を明らかにすることは、家概念をめぐって国民の中に異なった意識が存在していたことを確認することになり、また、国家レベルの人口問題とは別の次元で、国民が家庭における人口問題をどう捉え扱っていたのかを知ることにもつながると考える。今後は、国家レベルで人口問題が活発に議論された1920年代以降の時代において、家族や家庭の内部において人口問題がどう議論されていたのかを、当時の雑誌や新聞など国民の視点をうかがい知ることができるような資料から探る作業をしていきたいと考えている。

注

- 1) 池田は大学卒業後、雑誌『大観』の記者をつとめたのち、1920年に報知新聞社に入社する。翌年からドイツへ派遣され、1924年に帰国。ドイツ滞在中、彼は同国で当時流行していた民族衛生学に影響を受け、それが協会設立のきっかけとなった。1926年に報知新聞社を退社し、日本優生運動協会を設立した。鈴木(1979) pp.65-66
- 2) 『優生運動』第2巻7号、1927年7月、p.24
- 3) 『優生運動』第2巻9号、1927年9月、pp.2-11
- 4) 『優生運動』第2巻11号、1927年11月、pp.18-42
- 5) 日本民族衛生学会は1930(昭和5)年、永井潜らによって創設された。この団体は現在も活動を続けており、その目的を「ヒューマンエコロジーを基盤とする包括的医学研究の育成・推進を図り、健康と福祉の向上に寄与すること」としている。現在の同学会のウェブサイト (<http://jshhe.com/index.htm>) には、創設当時の活動について次のような記述がある。「創立当時の世界情勢によって本学会が民族主義的優生学の学会と誤解されることもあったが、当時、圧倒的に優勢だった要素還元主義・人体機械論及び決定論的パラダイムから距離を保ち、包括主義・人体有機体論及び確率論的パラダイムを志向する学会であり続けて今日がある」。しかし、創設当初の活動目的にはドイツで流行していた民族衛生学をはじめ、優生学や優生思想の普及、そして優生法の制定を掲げており、先行研究においては「日本民族衛生学会は日本初の優生学系学術団体」とされている。
- 6) 『民族衛生』第1巻1号、1931年の機関紙会員一覧参照
- 7) 『民族衛生』第1巻10号、1932年
- 8) 『民族衛生』第2巻6号、1933年、p.87より引用
- 9) 『民族衛生』第2巻6号、1933年、p.88より引用
- 10) 『民族衛生』第3巻、1933年、p.77「本会附属結婚相談所事業の経過」を参照。
- 11) 口頭相談および文書質問は1円、検査を行う場合は一件3円。
- 12) 一般に、優生政策には断種に代表される消極的側面と優生結婚に代表される積極的側面があり、その両側面についての施策が実施されたときに、同政策は効果的に機能すると考えられている。つまり、断種と優生結婚が優生政策の二大要素であり、それらの法制化の有無が政策の運用効果に影響を及ぼすとされているのである。

- 13) 『通俗医学』16巻3号、1938年3月、p.1
- 14) 民族衛生協議会の参加者や議題に関する詳細については、藤野（1998）p.277を参照。また、協議会における議論の流れに関しても藤野の記述を参考にしている。
- 15) 『通俗医学』16巻8号、1938年8月、p.13
- 16) 『内務厚生時報』3巻12号、1938年12月、pp.48-49
- 17) 民族衛生研究会『非常時に於ける民族衛生問題』、1939年、p.29
- 18) 民族衛生研究会『優生断種トハ何カ』、1938年、巻末
- 19) 『内務厚生時報』4巻10号、1939年10月、pp.30-31
- 20) 『第75回帝国議会衆議院国民優生法案委員会議録』2回、p.8
- 21) 『第75回帝国議会貴族院国民優生法特別案委員会議事速記録』3号、p.2
- 22) 『優生学』第17年第8号、1940年8月、p.24
- 23) 『優生学』第17年第9号、1940年9月、p.19
- 24) 藤野（1998）p.332
- 25) 『優生学』第18年第6号、1941年6月、p.24
- 26) 1940年に厚生省優生結婚相談所から出された『血族結婚について』と題された冊子によると、日本の血族結婚は全体の5パーセントを占めており、血族婚の慣習がある一部地域や村などの特異な事例以外は、西洋・東洋を問わず諸外国においては1パーセント以下であることがほとんどであるという。冊子中では、日本で血族結婚が多い理由は、家族制度の発展にともなう家族愛の結果であると評価しつつも、優生学上有害であることがはっきりした以上、これを避けるべきであるとしている。厚生省優生結婚相談所「血族結婚について」、『性と生殖の人権問題資料集成』（優生問題・人口政策編）、20巻、pp.107-109、2001
- 27) 林春雄ほか「赤十字博物館報」（日本民族優生展号、1940年）、『性と生殖の人権問題資料集成』（優生問題・人口政策編）、19巻、2001年、pp.265-312
- 28) 加藤啓二「中間階級問題の一考察」、『三田学会雑誌』第27巻第7号、1933年、pp.12-13
- 29) 寺出浩司「大正期における職員層生活の展開」、日本生活学会編『生活学』第7冊、ドメス出版、1982年、p.35
- 30) 俸給生活者や月給取りという呼称は、この階層の所得形態に着目したものである。工場労働者の労働賃金が製造コストの一部とみなされるのに対し、俸給生活者のそれは管理費の一部とされ、さらに支払い形態においても、前者は常備の場合にも基本的に日給制であるのに対し、後者は月給、さらに上層の場合には年給制であるという相違があった。寺出（1982）p.36を参照
- 31) 中村牧子「新中間層の誕生」、原純輔編『日本の階層システム1 近代化と社会階層』、東京大学出版会、2000年、p.49参照
- 32) 南博・社会心理研究所『大正文化1905 - 1927』、勁草書房、1987年（初版1965年）、pp.183-187
- 33) 佐藤裕紀子「大正期の新中間層における主婦の教育意識と生活行動—雑誌『主婦之友』を手掛かりとして—」、『日本家政学会誌』第55巻第6号、2004年、p.480
- 34) たとえば官公庁の場合、上級官吏は全体の1割弱で、その他9割を占める下級官吏にいたっては新中間層の生活水準を維持できる最低の給与水準にあったとされている。南、p.189を参照。
- 35) 詳細は沢山美果子「教育家族の誕生」、『＜教育＞—誕生と終焉—』、藤原書店、1990年、pp.108-131に詳しい。苦しい家計においても子供に可能な限りの教育を施すため、新中間層の家庭では主婦が主体となり、廃品利用や家事の合理化、内職などを行い、子供の学資確保に努めることもあった。佐藤、p.490を参照。
- 36) 沢山、p.109。またこれと重なる時期に日本で初めて本格的な人口政策に関する議論が行われるように

なったのだが、その契機はシベリア出兵に伴って起こった米騒動であると言われている。人口と食糧自給量の不均衡、つまり、食糧供給可能な量に対して人口が過剰状態にあることが問題とされたのである。

37) 沢山, pp.109-110

38) 岡部, p.40。岡部は、小原國芳や平塚らいてうの子供の教育に関して論じているものから、優生結婚思想の片鱗（「内なる優生思想」）をうかがい知ることができるとしている。

39) 3か月間に39日の相談日があり、実際に相談所を訪れた相談者は226人で、相談件数は250件であった。この他に書信によるものが100件あり、合計で350件の相談があった。『民族衛生』第8巻3号、1940年、p.231を参照

参考文献一覧

青山道夫『養子—近代家族法の基礎理論』、日本評論新社、1952年

太田典礼『日本産児調節百年史』、出版科学総合研究所、1976年

大竹秀男編『擬制された親子—養子』（シリーズ家族史：2）、三省堂、1988年

岡崎文規「日本における優生政策とその結果について」、『人口問題研究』61号、1955年

岡部美香「＜優生結婚＞という思想—大正期・新中間層の産育観とこれを規定する知の枠組みについて—」、藤川信夫編『教育学における優生思想の展開』、2008年、勉強出版、pp.39-54

加田啓二「中間階級問題の一考察」、『三田学会雑誌』第27巻第7号、1933年、pp.1-40

鹿野政直『健康観にみる近代』、朝日新聞社、2001年

厚生省医務局編『医制百年史』（記述篇・資料篇）、ぎょうせい、1976年

厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』（記述篇・資料篇）、厚生省問題研究会、1988年

佐藤裕紀子「大正期の新中間層における主婦の教育意識と生活行動—雑誌『主婦之友』を手掛かりとして—」、『日本家政学会誌』第55巻第6号、2004年、pp.479-492

沢山美果子「教育家族の誕生」、『＜教育＞—誕生と終焉—』、藤原書店、1990年、pp.108-131

鈴木善次「日本における優生学運動の一側面—池田林儀の「優生運動」を中心に—」、『科学史研究』第Ⅱ期18巻、pp.65-73、1979年、pp.65-73

鈴木善次『日本の優生学』、三共出版株式会社、1983年

田中聡『衛生展覧会の欲望』、青弓社、1994年

中馬充子「近代日本の衛生思想成立過程における優生思想」、山崎喜代子編『生命の倫理2—優生学の時代を越えて』、九州大学出版会、2008年、pp.185-224

寺出浩司「大正期における職員層生活の展開」、日本生活学会編『生活学』第7冊、ドメス出版、1982年、pp.34-74

土井十二『国民優生法』、教育図書株式会社、1941年

中村牧子「新中間層の誕生」、原純輔編『日本の階層システム1 近代化と社会階層』、東京大学出版会、2000年、pp.51-63

福島正夫編『家族政策と法7 近代日本の家族観』、東京大学出版会、1976

福島正夫編『家族政策と法6 近代日本の家族政策と法』、東京大学出版会、1984

藤野豊『日本ファシズムと優生思想』、かもがわ出版、1998年

藤野豊『強制された健康—日本ファシズム下の生命と身体』、吉川弘文館、2000年

松原洋子「民族優生保護法案と日本の優生学の系譜」、『科学史研究』、第Ⅱ期34巻、1997年、pp.42-50

松原洋子「日本—戦後の優生保護法という名の断種法 1970年代の＜優生＞」、米本昌平ほか『優生学と人間

人口問題に対する国民意識（中倉）

社会—生命科学の世紀はどこへ向かうのか—』、講談社、2000年、pp.169-236
南博・社会心理研究所『大正文化 1905 - 1927』、勁草書房、1987年（初版1965年）
『性と生殖の人権問題資料集成』（優生問題・人口政策編）、不二出版、2001年
日本民族衛生協会『民族衛生』
日本優生運動協会『優生運動』
日本優生学会『優生学』
日本通俗医学社『通俗医学』
内務省『内務厚生時報』